

論 説

対話型文章生成 AI の法的課題について —ChatGPT を例に—

元明治学院大学法学部教授 高田 寛

I はじめに

1946 年、世界初と言われるコンピュータ ENIAC (Electronic Numerical Integrator and Computer) が米ペンシルバニア大学で開発された。その後 1950 年代から人工知能 (AI、以下「AI」という。)の研究が始まったが、それから 80 年近く経った現在、世界は本格的な AI の時代を迎えようとしている。特に、深層学習 (ディープラーニング) (注 1) や生成 AI (注 2) の進展は目覚ましく、2022 年 11 月、新たな対話型文章生成 AI (注 3) である ChatGPT (注 4) が公開された。この ChatGPT の利用者の増加はめざましく、公開から 5 日間で 100 万人のユーザを記録した。2023 年 1 月には、世界で 1 億人を突破し、日々増加傾向にある。

ChatGPT は、米ベンチャー企業である OpenAI (注 5) が開発したもので、コンピュータの画面上で、質問を入力すると、それに対して ChatGPT が答えてくれる対話型文章生成 AI である。今までもこのような形態の対話型 AI はあったが、これらは予め用意された答えを単に出力するものであった。これに対し、ChatGPT は、回答を新たに生成することに特徴がある。この技術の実用化は画期的なもので、新たな AI 時代を予感させるものである。

ChatGPT が公開されたわずか 2 か月後の 2023 年 1 月、Google が同じような機能を持つ対話型文章生成 AI である Bard (注 6) (バード) を発表した。もともと、Google も対話型文章生成 AI の研究を進めていたが、これを世に出すと、Google のメインの収入源である Google 検索ビジネスを崩壊させるという危機感から、Bard を公開するのをためらったと思われる。これらの対話型文章生成 AI は、現在、精度としてはそれほど高くはないが、近い将来、人間の能力をはるかに超えることは想像に難くない。

このように対話型文章生成 AI の出現は、世の中やビジネスの世界を大きく変えるものであるが、一方で、利用に際し法的な課題も数多く存在する。例えば、対話型文章生成 AI が使用する学習用データセットの中に、著作物や個人情報などが含まれている場合である。中には不正確な情報や偽 (フェイク) 情報も含まれる。このような法的問題をどのようにクリアするかが今後の課題である。このため、現在、政府は AI についてのガイドラインを急速に整備しつつあるが、現時点では未だ最終的な結論に達していない。

本稿では、ChatGPT を例に、これら対話型文章生成 AI の法的課題に焦点をあて、これら

の問題を整理するとともに、法的問題の解決に向けた提言を行う。具体的には、最初に ChatGPT の仕組みとその特徴、業界動向を概観し (II)、法的課題を洗い出したうえで、現行の法律で解決できるかどうかを検討する (III)。さらに、ChatGPT の利用規約やポリシー等を検討し (IV)、若干ながらこれらの解決に向けた提言を行いたい。

II. ChatGPT の仕組みとその特徴・動向

1. ChatGPT の仕組み

生成 AI (生成系 AI、Generative AI) とは、画像、文章、音声、プログラムコード、構造化データなどさまざまなコンテンツを生成することのできる AI である。従来の AI は、大量のデータから、故障の予兆や詐欺やスパム情報の検出、将来予測などをすることが可能であったが、分析する目的で活用される AI は Analytical AI と呼ばれ、既に社会の多くの場所で用いられてきた (注 7)。

このように、従来の AI が予め決められた行為の自動化が目的であるのに対し、生成 AI はデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することができる (注 8)。近時、コンテンツを自動生成する AI の研究が急激に進んでおり、生成 AI として実用化が進められている。

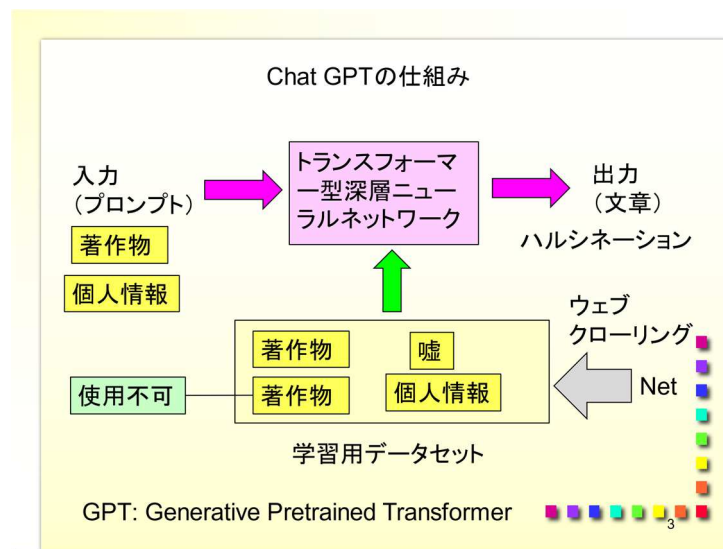
生成 AI にはいくつか種類がある。対話型文章生成 AI としては、OpenAI の ChatGPT、Google の Bard や Gemini、Microsoft の Bing Chat (注 9) などがある。また、画像生成 AI としては、ChatGPT でも使える DALL-E2 (ダリ 2)、DALL-E3 (ダリ 3)、米 Leap Motion の創業者である David Holz の Midjourney (注 10)、英 Stability AI の Stable Diffusion (注 11) などがある。音声生成 AI としては、OpenAI の Jukebox、わが国 Soundraw 社の Soundraw、Amper 社の Amper music などがある。ゲーム生成 AI というものもあり、OpenAI の OpenAI Five、文字起こし AI としては、同じく OpenAI の Whisper というものもある。このようにさまざまな分野で生成 AI の利活用が進められている。

中でも、2022 年 11 月に公表された OpenAI の対話型文章生成 AI である ChatGPT は世界に衝撃を与えた。OpenAI は、2015 年に、Samuel H. Altman と Elon Reeve Musk によって設立された AI 開発の新興企業である (注 12)。対話型文章生成 AI としては、2018 年に GPT-1 が開発され、その後 2019 年には GPT-2 が開発された。2020 年 5 月には、1750 億のパラメータを使用する大規模言語モデル (Large Language Model : LLM) (注 13) である GPT-3 を公表した。さらに、2021 年に GPT-3.5 が開発され、2022 年 11 月に GPT-3.5 をベースにした対話型文章生成 AI である ChatGPT が無料公開された。その後、2023 年に GPT-4 が公開されたが、これは、現在、有料版 ChatGPT Plus として利用されている (注 14)。なお、ChatGPT Plus の使用料は、月額 20 米ドルである。

なお、ここで注意しなければならないのが、2023 年から ChatGPT が急速に進化しており、いまや単なる対話型文章生成 AI ではなくなってきていることである。すなわち文章を生成するだけの生成 AI から、画像生成 AI の DALL-E2 や DALL-E3 を組み合わせることにより、

ChatGPT は文章だけでなく画像も生成できる生成 AI に進化してきている。例えば、ChatGPT のプロンプトに生成してもらいたい画像の具体的な内容を文章にして入力すると芸術性に富んだ画像が出力される。このように、ChatGPT は急激に進化しており単なる対話型文章生成 AI ではなくなってきた（注 15）。ただし、本稿では、主に対話型文章生成 AI の機能を中心に議論を進めていくことにする。

ChatGPT には、OpenAI が開発した大規模言語モデル（LLM）である GPT（Generative Pretrained Transformer）が組み込まれている。大規模言語モデル（LLM）は、大量のデータを学習しており、次に来る確率の高い単語を予測できるように訓練（pretrained）されている。なお、ここでいう「訓練」（pretrained）とは、“予め訓練された”という意味であり、AI や機械学習（マシンラーニング）の分野で使われ、既に大量のデータで訓練（pretrained）されたモデルを指す用語として使われる。以降、本稿でもこの用語を使用することとする。



図表 1：ChatGPT の仕組み（企業法学会研究会資料から。筆者作成）

例えば、「バターを塗った」の後には、「トースト」や「フライパン」という単語が続く可能性の方が「車」や「鉛筆」という単語が続く可能性より高い。このように次の言葉が予測できるように訓練（pretrained）されている。ChatGPT は、このような仕組みを使って言葉をつなげていくことにより、ユーザが入力したプロンプト（指示・質問など）に対して応答がなされ、会話が成り立つようになっている（注 16）。この言語モデルは、AI 開発の創成期から研究されていたもので、元は推論エンジンと呼ばれるものである。黎明期の頃は、プログラミング言語 LISP などで研究が進められていたが、近時、ChatGPT の出現により、ようやく実用化のレベルに達したと言える。

このように、ChatGPT のような大規模言語モデル（LLM）を組み込んだ自動応答チャット生成系 AI は、あくまで機械であるので人間のように一定の感情や主義・思想をもって会話しているわけではなく、また、あらかじめ用意された 1 対 1 の Q&A 形式のデータベースの

ようなものから回答を引き出しているわけでもない。あくまで、入力された質問に対する応答として、確率が高い回答をしているに過ぎない（注 17）。

図表 1 は、簡略化した ChatGPT の仕組みの一例である。多くの場合、学習用データセットはウェブクロウリング（Web Crawling）によってインターネット上の情報を収集し作成される。ウェブクロウリングとは、Web サイトを定期的に巡回し、情報を収集・保存する技術である（注 18）。このウェブクロウリングは、Google のような検索エンジンに使われているものと基本的には同種のものである。

ウェブクロウリングによって収集された学習用データセットには、インターネット上の著作物や個人情報などさまざまな情報が蓄積されているが、その中には著作権などの排他的権利を有しているものもあれば、偽（フェイク）情報も含まれる。



図表 2 : ChatGPT の画面（企業法学会研究会資料から）

ChatGPT の使用に関しては、プロンプトという入力枠に、質問や問い合わせを英語や日本語などの自然な言語で入力する。そうすると、瞬時に出力情報として自然な言語で文章として表示される。これを実現しているのが、トランスフォーマー型深層ニューラルネットワークである。トランスフォーマー型深層ニューラルネットワークとは、文章に含まれる単語のように、連続したデータの関連を追跡することによって、文脈又は意味を学習するニューラ

ルネットワーク (Nural Network) である (注 19)。すなわち、ニューラルネットワークとは、人間の脳内にある神経細胞 (ニューロン) とそのつながり、つまり神経回路網を人工ニューロンという数式的なモデルで表現したものである。ニューラルネットワークは、AI の領域では機械学習 (マシンラーニング) や深層学習 (ディープラーニング) などには欠かせない基本的な仕組みである (注 20)。

図表 2 は、ChatGPT の実際の画面である。ChatGPT に「チャット GPT は、どんなことに役立ちますか?」という質問をプロンプトに入力すると、瞬時に回答が返ってきた。この例のように、あたかも人間に質問しているような感覚で回答を得ることができる。

2. ChatGPT の特徴

ChatGPT に類似したものにチャットボット (Chatbot) がある。ChatGPT もチャットボットの一種ではあるが、従来のチャットボットとは根本的に異なる。チャットボットとは、コンピュータプログラムによって作成された自動応答システムである。例えば、企業の Web サイトを閲覧しているときに、チャット画面やイラストがポップアップされることがあるが、このシステムがチャットボットである。

チャットボットにはいくつかの種類があるが、代表的なのは「シナリオ型チャットボット」と「AI 型チャットボット」の 2 種類である。シナリオ型チャットボットは、事前に設計されたシナリオに沿って回答を提供する。AI 型チャットボットは、機械学習アルゴリズムを利用して、対話の文脈に基づいて応答を生成することができる (注 21)。

ChatGPT と従来のチャットボットには、主に①応答の生成方法、②応答の柔軟性、及び③回答の精度の違いがある。以下、ChatGPT と従来のチャットボットの違いを整理することにより ChatGPT の特徴を見てみよう。

(1) 応答の生成方法

ChatGPT は自然言語処理モデルであり、インターネット上の膨大なテキストデータに基づいて自動で文章を生成することができる。つまり、大量のデータを学習できるだけでなく、それを効率的に扱う能力に長けている。そのため、入力された文章から、あたかもユーザの意図を理解したかのように、文脈に合わせて回答することができる。

一方、チャットボットは事前に定義された回答を提供する自動応答システムである。シミュレーションゲームのように、ユーザにいくつかの選択肢を提示して、該当するものを選んでもらうことで会話を進めていく。ChatGPT と異なり、事前に準備したシナリオ以外の動作はできないが、回答の正確性は、対話型文章生成 AI である ChatGPT より高い (注 22)。

(2) 応答の柔軟性

ChatGPT は、自然言語処理技術を駆使して、あらゆる質問に柔軟な対応ができる。状況に応じてユーモアのある言い回しをするなど、より人間らしい自然な対話を提供するのが特

徴である。また、仮にユーザの質問内容が曖昧で分かりづらいものであっても、大量の学習データを基に質問の意図を推測することができる。的外れな回答が返ってくる場合もあるが、追加で指示を与えることでユーザが求めている回答を得ることができる。

一方、チャットボットは質問に対して一定のパターンで回答を提供する。つまり、質問されたタイミングで文章を生成しているわけではなく、あらかじめ用意した Q&A やシナリオに沿って回答を行っている。ChatGPT と比較すると回答の正確性と一貫性は優れているが、柔軟性では劣る（注 23）。よって、ChatGPT はチャットボットよりも応答の柔軟性が高いと言える。

（3） 回答の精度

ChatGPT は、100%正しい回答をするとは限らない。情報の正確性は ChatGPT が参考にしたデータに依存してしまうため、間違った情報を正しいかのように回答することもある（注 24）。これをハルシネーション（Hallucination、幻覚）という。例えば、存在しない著者の存在しない書籍名をあたかも実在するかのように回答してしまうことがある（注 25）。また、ChatGPT に登録されている情報は古く、データが不十分な場合もある（注 26）。例えば、GPT-3.5 も GPT-4 も 2021 年 9 月時点の情報のみにしか学習していない（2023 年 7 月時点）。しかし、この限界については、ChatGPT Plus ユーザ向けに、GPT-4 で、Web サイト検索からの最新情報を取り込んで回答を行う Web ブラウジング機能が β （ベータ）版（注 27）として提供されており、この機能を活用することにより、最新情報に対応していないという弱点が補われることになる（注 28）。

一方、チャットボットはシナリオに沿って回答を提供するので、設定した質問と回答によって精度をコントロールしやすい。継続的なメンテナンス（学習と改善）は必要だが、ChatGPT と比べると誤った回答をする可能性は低い（注 29）。よって、質問に対する回答の精度については、ChatGPT の方がチャットボットに劣る。

しかし、ChatGPT にペンシルベニア大学の MBA（経営学修士）コースの最終試験をやらせたところ、「合格」の評価を得たという話（注 30）や、ChatGPT が米国医師免許試験（United States Medical Licensing Examination : USMLE）における難易度の高い臨床試験問題において、医学部の 1・2 年生よりも高いスコアを出したことが明らかになったという話もあり（注 31）、ChatGPT の精度はそれなりに高いことが窺える。

このような優れた特徴をもつ ChatGPT ではあるが、いくつか問題点も指摘されている。これは ChatGPT 固有の問題ではなく、対話型文章生成 AI 全般に言えることであるが、特にウェブクロウリングをした結果作成された学習用データセットの中に、偽（フェイク）情報が含まれることである。近時、とみに偽（フェイク）情報が多くなり、社会的な問題となっているが、ChatGPT では、収集した情報が真のものなのか偽のものなのかを見極める機能がない。つまり学習用データセットは、玉石混交の状態であると言える。よって ChatGPT の回答をそのまま信じることは危険であると言わざるを得ない。

また、学習用データセットの中には著作権を有する著作物がある。著作権者の許諾を得ずに ChatGPT で使用すると著作権法違反となる可能性がある。なお、New York Times は、自社の記事を対話型文章生成 AI に使わないように公表しており、実際に訴訟にまで発展している（注 32）。これについては、III の法的課題の個所で検討する。

また、ChatGPT を使用すると直ちに回答が返ってくるため、青少年が使用した場合、考える力を失わせることが指摘されている。従来は、子供たちは何かを調べるために図書館に通ったり、皆で話し合ったりしていたが、ChatGPT を使うと簡単に回答が得られるため、何も努力せず、また考えることもしなくなるため、青少年に悪い影響を及ぼす可能性があると考えられる。そのため、対話型文章生成 AI には利用規約が用意されているが、その中で、若年層に使わせないように年齢制限を設けている。

例えば、ChatGPT の使用は 18 歳以上で、13 歳から 17 歳は保護者の同意が必要とされている。Bard も 18 歳以上である。しかし、例えば、大学生にレポート課題を与えても、ChatGPT を使用し、その回答をコピーすることにより一定のレベルのレポートが完成する。中には、その内容を読みもせず提出する学生もいるのではないだろうか。このように年齢制限は一定の効果はあるものの、検索エンジンの利用よりも人間の考える力を失わせる可能性も否定できない。

このように、ChatGPT に対する評価はさまざまであり、中にはイタリアのように ChatGPT の使用を全面的に一時禁止したところもある。イタリアの個人情報保護機関（Garante per la protezione dei dati personali : GPDP）（注 33）（以下「GPDP」という。）では、ChatGPT に年齢を確認する機能がないことや、個人情報・セキュリティの問題があることなどから使用を一時禁止していたが、2023 年 4 月 28 日、その措置を解除した（注 34）。これについては、III3 で詳しく検討する。

また、わが国でも鳥取県庁では、平井伸治知事が県庁・県議会で ChatGPT の一時使用禁止を表明した。しかし、2023 年 7 月 19 日の記者会見で、8 月から ChatGPT の暫定利用を始めると発表した。これまで職員が庁舎内のパソコンからアクセスできないように制限をかけてきたが、独自に定めたガイドラインにのっとりた利用に限り認めることとなった（注 35）。

このように ChatGPT の使用を巡っては紆余曲折の議論があったところもあったが、一般に ChatGPT のような画期的な技術を使わないメリットよりも使うメリットの方が大きいと考えられている。

3. ChatGPT を巡る動向

ChatGPT は、2022 年 11 月に公表されたが、公表後 2 カ月でユーザが 1 億人を突破した。これは今までにない記録的な勢いであり、100 万人ユーザ登録までたった 5 日しかかからなかった。ちなみに、100 万人ユーザ登録まで Netflix では 3 年半、Facebook で 10 カ月、Spotify で 5 カ月、Instagram で 2 カ月半かかっている。如何に ChatGPT の普及

が早いかわかる。また、国別の利用トラフィックを見ると、1 位が米国の 10.6%、2 位がインドの 9.0%、3 位が日本の 6.6%であり、比較的わが国での利用が多いことがわかる（注 36）。

ChatGPT が 2022 年 11 月に公表された後、その 2 か月後の 2023 年 1 月に、Google が同じ対話型文章生成 AI である Bard を公表した。それ以前にも、Google は、2017 年に Bard のプロトタイプ（原型）であるトランスフォーマー（Transformer）（注 37）を開発していた。その後、2021 年には LaMDA を開発した。しかし、Google は、これらの製品を対話型文章生成 AI として公表しなかった。その理由は、Google のビジネスモデルにあったと考えられている。

Google の収益は、広告収入が 90%を占める。そのうち 60%が検索エンジンのビジネスによるものである。もし仮に、Google が新たに対話型文章生成 AI を公表すると、検索エンジンのユーザの多くが、対話型文章生成 AI のユーザに置き換わり、検索エンジンビジネスの収益が大きく落ち込むことが予見できたからである。

検索エンジンでは、キーワードを入力することにより、関連する URL が列挙され、ユーザはそれら URL をクリックし必要な情報を得ることができる。一方、対話型文章生成 AI ではプロンプトに質問を入力することにより必要な情報を得ることができる。このため、Google は自社の対話型文章生成 AI の公表をためらっていたと思われる。しかし、OpenAI が ChatGPT を公表した後はそうとも言っていられず、ChatGPT 公表 2 か月後に Bard を公表した。さらに、2023 年 12 月 6 日、Google は Bard の後継である Gemini（ジェミニ）を公表した。Gemini は、現行の Bard よりもはるかに高性能であり、発表ではもはや「賢いソフトウェアではなく、相談できる専門家」だと表現されている（注 38）。これにより、対話型文章生成 AI の業界は、「OpenAI の ChatGPT」対「Google の Bard 及び Gemini」の構図となった。

ところが、ChatGPT に目をつけた Microsoft が OpenAI に対して 10 億ドルの出資を公表した。今後数年にかけて 100 億ドルの出資をする予定である。そのためには、Microsoft が① OpenAI の株式の 49%を取得すること、② OpenAI の利益の 75%を MS に提供すること、及び③ Microsoft のクラウドサービスである MS Azure を使用することを条件としている（注 39）。これにより、低迷が続いている Microsoft の検索エンジン Bing に ChatGPT を導入することにより、Bing の巻き返しをはかっていると思われる。このように、Microsoft が OpenAI を傘下に持つことにより、昨今は Microsoft 対 Google の様相を帯びてきている。

OpenAI が Microsoft の MS Azure を独占使用するという事は、Microsoft にとって Amazon のクラウドサービスである AWS（Amazon Web Service）の牙城を崩すという意図がある。Amazon の AWS はクラウドサービス業界の市場占有率ではトップであるので、これを機に Microsoft は MS Azure の市場占有率を大きく伸ばしたいと考えているようである（注 40）。

一方で、Amazon も黙って手をこまねている訳ではない。2023 年 9 月 25 日、生成 AI スタートアップ企業の Anthropic（アンソロピック）（注 41）に最大で 40 億ドルを出資すると

公表した。両社は戦略的提携を締結し、Amazon の AWS が Anthropic の基盤モデル開発をサポートする（注 42）。なお Anthropic は、OpenAI の幹部が 2021 年に独立して設立した企業で、生成 AI 開発における OpenAI のライバルと目されている。このほかにも、Meta（旧 Facebook）が 2023 年 2 月に、大規模言語モデル（LLM）の LLaMA を公開した。LLaMA は 20 言語に対応しており、研究者、政府関係機関、市民団体、学会などに限定して提供するという（注 43）。さらに、Meta と Microsoft は 2023 年 7 月に LLaMA2 を公表した（注 44）。

これにより、「OpenAI&Microsoft の ChatGPT」対「Google の Bard&Gemini」だけでなく、Amazon&Anthropic の生成 AI も含め、「Microsoft の MS Azure」対「Amazon の AWS」の様相までも帯びてきており、ChatGPT の出現は、Google、Microsoft、Amazon、Meta などの大手 IT 企業の業界地図を塗り替えるような大変革をもたらすのではないかと考えられている。

III. ChatGPT の法的課題

わが国の現行法では生成 AI を明確に規制する法律はないが、現在、各省庁や民間団体が、ガイドライン等で何らかの規制を検討している。ChatGPT が回答として出力したものが著作物か否かの問題が考えられる。また、ChatGPT で使用する学習用データセットの中に著作権のある著作物が含まれる可能性がある以上、当然のことながら著作権侵害に関する法的問題が生じる（注 45）。この章では、対話型文章生成 AI の主な法的課題を整理することとする。

1. AI 生成物の著作物性

AI 生成物は「著作物」に当たるか、また著作者は誰かについて、文化庁著作権課のセミナー資料「令和 5 年度著作権セミナー AI と著作権」（令和 5 年 6 月）は、AI が自律的に生成したものは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないと考えられるとしている。また、人が思想感情を創作的に表現するための「道具」として AI を使用したものと認められれば、著作物に該当し、AI 利用者が著作者となると考えられるとしている（注 46）。

これについて、文化庁著作権課は、人が AI を「道具」として使用したと言えるか否かは、人の「創作意図」があるか、及び人が「創作的寄与」と認められる行為を行ったか、によって判断されるとしている。なお、「創作意図」とは、思想又は感情を、ある結果物として表現しようとする意図を指す（注 47）。さらに、どのような行為が「創作的寄与」と認められるかについては、個々の事例に応じて判断することが必要であるとし、生成のために AI を使用する一連の過程を総合的に評価する必要があるとしている（注 48）。

例えば、2024 年 1 月 17 日に芥川賞を受賞した九段理江氏は、受賞作『東京都同情塔』で、ChatGPT などの対話型文章生成 AI を駆使したことを受賞会見で公表した。約 5% は文章生成 AI の文章そのままを使用したという。作家で芥川賞選考委員の平野啓一郎氏は、X（旧ツイッター）への投稿で、九段理江氏の AI 使用について選考委員らは問題視しなかったと

述べた（注 49）。

一方、外国では 2023 年、ベルリン在住の写真家 Boris Eldagsen は、Sonny World Photography Award のクリエイティブ部門賞の受賞作を AI で制作した作品だったと打ち明けて受賞を辞退した（注 50）。ChatGPT などの対話型文章生成 AI を一切使用しない作家やクリエイターもいる中で、今後、作家やクリエイターの AI 活用についての何らかのルールが必要になるのではないだろうか。

「創作意図」があるか、また「創作的寄与」の判断は非常に難しく、個別具体的な判断が必要となるが、一般に、AI 生成物の著作権による保護への主な反対理由としては、①AI 自体は美に共感する感受性も創作の意志もなく、著作物として保護されるための要件を充足しないこと、②人間による知的労働及び肉体労働が大幅に省略され、生成の家庭で人間の主導性あるいは創作的寄与が少ないにもかかわらず、著作物として保護すれば、人間の能力を超えた膨大な数の AI 作品が生み出され、本来保護されるべき、人間による作風が淘汰されかねないこと、及び③クリエイターの「画風」「作風」などを学修した AI にとって、当該クリエイター風の AI 作品が氾濫し、クリエイター本人が損失を被っていることなどが挙げられる（注 51）。

このような中で、米国では、著作物の登録制度が広く利用されているため、著作権局（Copyright Office）（注 52）による著作権登録の可否を巡る裁判が度々示され、注目を集めてきたが（注 53）、2023 年 8 月に、初めて裁判所による判断が示され、高い注目を集めている（注 54）。この事件は、Steven（Stephen）Thaler が、2018 年、絵画作品「A Recent Entrance to Paradise（楽園の新たな入口）」について、当該作品は「コンピュータアルゴリズムを実行する機械によって自動的に生成された」とした上で、著作権登録を出願したことがきっかけで起きた。これに対し、著作権局（Copyright Office）は、「AI が自律生成した作品は、著作権では保護されない。なぜなら、人間の著作行為に関わる創作的作品のみが著作権で保護されるべきである。」と結論づけた（注 55）。

これを不服とした Thaler は、2022 年 6 月、著作権局（Copyright Office）と著作権局長の Shira Perlmutter を相手取って登録を求めて訴えを提起した。これに対し、コロンビア地区連邦地方裁判所は、2023 年 8 月 12 日、著作物は人による創作が要件であるとした著作権局の判断を是認した（注 56）。その後、10 月 11 日、原告 Thaler は、コロンビア地区連邦控訴裁判所に控訴した（注 57）。この事件は、今も係争中である。このように、米国では AI 生成物の著作権を認めない方向に動きつつあるが、中国では、AI 生成物の著作物性を認める判決が出ている（注 58）。

このように、わが国文化庁は、AI が自律的に生成したものは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないと考えられるとしているのに対し、海外では国によって見解が分かれており、一概に著作物に該当しないと断言できない状況である。なお、わが国の裁判例で、生成 AI の著作物性に関する明確な判断はなされていない。いずれにせよ、統一的な判断が望まれる。

2. 学習用データセット内の著作物

学習用データセットの中に著作物が含まれる場合はどうか。これは、対話型文章生成 AI の回答が学習用データセットを使用している以上、出力された回答そのものの法的性質とも密接に関係する問題である。わが国の著作権法では、どのような解釈が可能であろうか。

著作権者は、著作権法 21 条～28 条に定める支分権を享有している（著作権法 17 条 1 項）。そのため、他者がこれら著作権者の支分権の保護対象となる利用を無断で行った場合には、著作権侵害となり得る。

例えば、著作権者は、複製権を専有するものとされており（同法 21 条）、また二次的著作物を作成する権利（同法 28 条）を有しているので、著作権者の許諾を得ず著作物を複製又は改変する場合には、これらの支分権を侵害する可能性がある。また、この他にも、著作者人格権（同法 18 条～20 条）や著作隣接権（同法 91 条、92 条、95 条）の侵害も問題となる可能性がある（注 59）。

著作権法に違反する場合、民事上は差止請求（著作権法 112 条）又は損害賠償請求（民法 709 条）等の法的救済の対象となり得るとともに、侵害者には刑事罰が科せられる可能性（著作権法 119 条～124 条）もある（注 60）。

諸外国の著作権法もわが国の著作権法と考え方は基本的にはほぼ同様であり、ChatGPT が玉石混交の学習用データセットを使用している以上、ChatGPT の回答の中に、著作権を有する著作物の内容が含まれる場合があり、特に二次的著作物として回答がなされる可能性がある。これに対して、現在のところ、ChatGPT には、このケースを完全に排除する機能はなく、ChatGPT の回答には著作権侵害の危険性がある。ウェブクローリングの際に、著作権を有する著作物か否かを完全に見極めることができないことは、検索エンジンでも同様である。

検索エンジンの場合は、わが国の著作権法では著作権者の権利制限規定として著作権法 30 条の 4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）が用意されており適法である。また、アメリカの著作権法では 107 条にフェアユース（公正利用）規定があり、これに該当すると判断された場合には、著作権者の許諾を得ずに複製及び二次的利用が可能となるのではないだろうか。

以下、わが国の著作権法を基に、著作権侵害とならない場合を検討する。

（1）非享受目的使用

生成 AI の AI 開発・学習段階における著作物の複製又は改変に関しては、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」（以下「非享受目的利用」という。）に、著作権の行使を制限する権利制限規定の著作権法 30 条の 4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）が適用される可能性がある

る（注 61）。すなわち、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用であれば、Google などの検索エンジンは、著作権法 30 条の 4 が適用され、自由にインターネット上の著作物を複製して検索のためのインデックスを作ることができる。同様に、ChatGPT などの生成 AI についてもインターネット上の著作物を自由に利用できると考えられる。

ここでいう「享受」とは、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為（プログラムの著作物については実行行為）を指すと考えられており（注 62）、その該当性を判断する際には、行為者の主観に関する主張のほか、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的及び外形的な状況も含めて総合的に考慮される（注 63）。

著作権法 30 条の 4 は、「著作物は、…当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、このかぎりでない。」と規定し、その場合の例として、①著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発等、②情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと）、③その他、を挙げている。

また、著作権法 30 条の 4 は、非享受目的利用も形式的には著作物の利用であることを前提としているが、一方で、著作権者が有する経済的な価値は、著作物に表現された思想又は感情を享受することを前提にしているので、非享受目的利用は、著作権者の対価回収の機会を損なわない行為であるとして、著作権者の権利行使を制限している（注 64）。すなわち、著作権者が有する経済的な価値は、あくまでもその著作物に表現された思想又は感情の享受を前提とするものであるものであるので、享受を前提としない著作物の利用については、著作権者が有する経済的な価値は問題とはならないと考えることができる。

著作権法 30 条の 4 は、1 号から 3 号に非享受目的が認められる場合を例示列挙しているが、これら各号に該当しなくとも、同条の但し書「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という文言により、非享受目的であれば、著作権法 30 条の 4 の適用を受けることができる。すなわち、同条の適用の有無を判断するためには、まず、①同条各号に該当するかを判断し、②仮に該当しない場合でも、別途非享受目的の有無を判断するという 2 段階の過程を経ることになる（注 65）。

これを ChatGPT について考えるとどうなるであろうか。すなわち、ChatGPT から得られた回答が非享受目的利用か否かが問題となる。享受が、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為である以上、ChatGPT の文字情報である回答が、視聴を通してユーザの知的・精神的欲求を満たすとは考えづらい。

そう考えれば、著作権法 30 条の 4 の但し書「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、このかぎりでない。」を適用することにより、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に該当すると考えることもできると思われる。ただし、最近では ChatGPT も画像生成 AI と組み合わせることができるようになったため、ChatGPT の回答が文字情報ではなく、視聴が可能な画像・映像・音に及べば、非享受目的の利用とは言えなくなるであろう。

一方で、文字情報であっても視聴が可能でユーザの知的・精神的欲求を満たす場合も考えられる場合もあり得る。例えば、和歌・短歌、俳句、詩歌などである。これら芸術性の高い文字情報は、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用があり、著作物に表現された思想又は感情を享受する可能性がある。

一般的には、対話型文章生成 AI は、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用に該当するケースが多いと考えられるが、著作権法 30 条の 4 によって ChatGPT などの対話型文章生成 AI が生成した著作物を自由に利用できるというのは短絡的に過ぎ、最終的には個別具体的な判断が必要となるのではないだろうか。

一方、生成 AI 分野で世界をリードしているアメリカはどうであろうか。アメリカでは著作権法 107 条のフェアユース規定により、早い時期から Google などの検索エンジンをフェアユースとして認め（注 66）、世界の検索エンジン市場を席捲してきた。ChatGPT についても、フェアユースが適用されるかどうか議論されている。また、いくつもの訴訟が提起されている。

例えば、2023 年 7 月、コメディアンで女優の Sarah Silverman が、カリフォルニア州北部地区連邦司法裁判所に、OpenAI と Meta の AI Chatbot が、Silverman の著作権で保護された作品を無断で使用しているとして訴訟を提起した（注 67）。Silverman は、他の 2 人の作家とともに、この 2 社が 2010 年に出版した自身の著作『The Bedwetter』を無断で使用したとしている。OpenAI の ChatGPT と Meta の大規模言語モデル（LLM）である LLaMA は、この著作を含む何十万冊もの書籍を無断で AI の訓練（pretrained）に使用したと主張している。この事件は現在も係争中である（注 68）。

また、George Raymond Richard Martin、Jodi Picoult（本名 Jodi Lynn Picoult）、John Grisham などの 17 人の作家と全米作家協会（The Authors Guild）（注 69）は、2023 年 9 月 20 日、彼らの作品の著作権を侵害したとして、ChatGPT を開発した OpenAI を相手取りニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提訴した（注 70）。

さらに、2023 年 12 月 27 日、New York Times が OpenAI と Microsoft を著作権侵害で訴える訴訟をニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起した（注 71）。著作権で保護されている同社の記事が AI のトレーニングに無許可で利用されただけでなく、オリジナル記事の「丸写し」が生成されたと主張し、同社のコンテンツを含む AI モデルと学習用データセットの破棄を要求している。

また、New York Times は、OpenAI と同社株式 49%を保有する Microsoft が、New York Times

の著作権で保護されたコンテンツを使用し、GPT-4 の訓練 (pretrained) を行ったと主張した。この GPT-4 が ChatGPT や Bing Chat/Copilot (注 72) のベースとなり、著作物を拡散、時にはそのままの形で表記したとしている。また、これに伴い、New York Times が得るべきだった利益が毀損したとも主張している (注 73)。さらに、New York Times は、記事の無断使用による損害は、数十億ドルに上るとし、「生成 AI は NYT などの報道機関が高いコストをかけて取材・編集し、事実確認を徹底している情報に依存している」との声明を出した (注 74)。これに対し OpenAI は、フェアユースであり法的根拠がないと反論している。また、New York Times の主張の中心となっているコンテンツの「丸写し (Regurgitation)」問題に関しては、まれに起こるバグであり改善に取り組んでいると主張している。

この New York Times の OpenAI に対する訴訟は、対話型文章生成 AI の将来の行方を決定しかねないもので、今後、どのような司法判断が待たれるところである。

(2) 情報解析

著作権者の権利制限として、著作物を情報の解析に使用するという場合も考えられる。ChatGPT のような対話型文章生成 AI 内でも、情報解析を行っている。広義の機械学習については、著作権法 30 条の 4 第 2 号が定める「情報解析」(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと) に含まれると考えるのが一般的である。

また、機械学習では情報解析に該当しなくても、多くの場合、著作物の表現について人の知覚による認識を伴わない形で著作物が利用されるため、著作権法 30 条の 4 第 3 号「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用」や、同条柱書の非享受目的利用「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」が認められることが多いと考えられる (注 75)。

機械学習では、人の知覚による認識を伴わない著作物の利用がなされることが一般的であるため、そのような認識を前提とする享受目的が認められる場面は限定的であると思われる。さらに、著作権法 30 条の 4 の適用の基準は、享受目的があるか否かであるため、享受目的がない限りは、そこに営利目的が併存するかどうかは問わない (注 76)。

また、著作権法 47 条の 5 第 1 項 2 号は、情報解析 (多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと。コンピュータによる情報処理) により新たな知見又は情報を提供することを目的として、適法に公表された著作物を軽微に利用する場合には著作権者の利益を不当に害しない限りにおいて著作物の利用を認めている。

具体例としては、論文を剽窃した際に、剽窃された既存著作物の記述箇所を示す AI を提供する場合が考えられる。このような既存著作物の利用は、形式的には著作権侵害が問われ得るものの、著作権法 47 条の 5 が適用される場合には、著作権者の許諾がなくとも、適法

に利用できる（注 77）。

また、著作権法 47 条の 5 第 2 項では、このような軽微利用の準備のための著作物の複製、公衆送信及び複製物の頒布は、著作権者の利益を不当に害しない限りは可能とされている。なお、この段階での利用は軽微である必要はない。そのため、生成 AI の利用態様によっては、その前段階である AI 開発・学習段階でも、著作権者の許諾なく、既存著作物を情報解析に用いることできる。ただし、著作権法 47 条の 5 の適用を受けるためには、著作権法施行令 7 条の 4 や施行規則第 4 条の 4 及び 5 等に定められる各要件（例えば、文献調査や専門家の意見照会等）を充足する必要がある（注 78）。

このように、ChatGPT は内部で情報解析を行っていると考えられ、著作権法 30 条の 4 第 2 号、著作権法 47 条の 5 が適用され、著作権侵害とならないと解される。

3. オーバーライド問題

前節では、わが国著作権法の権利制限規定（法 30 条の 4 「非享受目的利用」、及び法 47 条の 5 「情報解析」）を中心に考察したが、これらの適用により自由に利用可能となった著作物の利用を契約や通知等で制限できるのかという、いわゆる「オーバーライド問題」の検討が必要となる。

例えば、ある Web サイトで公開されている著作物を情報解析に利用する場合、著作権法 30 条の 4 が適用されるのであれば、著作権者の許諾は不要である。ところが、「本 Web サイトのデータは当社に無断で利用することを禁止します」等の文言が明記されている場合や、「無断で当該著作物を使用することを禁ずる。」（以下「利用禁止文言」という。）と公表されていた場合はどうであろうか。

もし仮に、著作権法 30 条の 4 が任意規定であれば、Web サイトの管理者や著作権者の許諾がなければ、当該著作物を情報解析に利用できないことになりかねない。そうすると、結果として、著作物の情報解析への利用が制限され、著作権法 30 条の 4 を設けた意味がなくなるのではないかという問題が生じる。なお、著作権法 30 条の 4 だけでなく、他の権利制限規定でも同様の問題は生じる。このような事態は、一見すると、契約や通知等が著作権法の権利制限規定を上書き（オーバーライド）しているように見えるため、オーバーライド問題と呼ばれている。

このオーバーライド問題は、従前よりリバースエンジニアリング（Reverse Engineering）（注 79）が権利制限規定（改正前法 47 条の 7）との関係で、著作権侵害にならないかが問題とされてきた（注 80）。すなわち、個別の契約上の「リバースエンジニアリング禁止条項」が有効か否かの問題である。最終的には、著作権法 30 条の 4 が強行法規なのか任意法規なのかの判断に帰結されるが、現時点ではあいまいなままである（注 81）。

同様に ChatGPT の著作権侵害についても、同様である。オーバーライド問題をどのように捉えるかは見解の相違があり得るが、著作物の自由利用を制限する利用禁止文言のような条項が公序良俗（民法 90 条）に反し無効とされる余地がないかが議論の対象となること

が少なくない（注 82）。

オーバーライド問題は、利用禁止文言が著作物の利用者を拘束する場合にはじめて問題となる。そのため、利用禁止文言が掲載されているものの、データが一般に公開され、ユーザ登録等の積極的な指示等がなく自由に取得可能となっているような場合には、利用禁止文言の適用を受けないケースもあり得るであろう。一方で、利用禁止文言が適用される場合には、その解釈如何によっては、著作物の利用が制限されるか否かの検討が必要である（注 83）。このように、利用禁止文言があった場合には、著作権法上の権利制限規定がどこまで効力を有するかが問題となる。

この問題は、海外でも同様であり、New York Times の問題はまさにこれである。上記でも紹介したように、New York Times は、2023 年 12 月末、OpenAI と Microsoft に対して訴訟を提起したが、以前から New York Times は、OpenAI と Microsoft に New York Times の記事を無断で ChatGPT に使用しないように公表及び申入れてきた経緯がある。わが国では権利制限規定の有効性が問題となるが、米国ではフェアユースの問題となるのではないだろうか。いずれにせよ、最終的な判決によっては、米国では、生成 AI に関する連邦著作権法の改正が行われ、わが国にも大きな影響を与えることになるであろう。

4. 個人情報

個人情報保護法 17 条は「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（利用目的）をできる限り特定しなければならない。」と規定し、同法 18 条は「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」と規定している。

すなわち、個人情報を含むデータを取り扱う場合、個人情報取扱事業者は、本人に通知し又は公表した利用目的の範囲内でしかこれを取り扱うことができず、利用目的を超えてデータを取り扱う場合には本人の同意が必要となるのが原則である。そのため、個人情報を取り扱う際には、プライバシーポリシー等における利用目的を確認し、その目的の範囲内で利用することが必要である。

さらに、要配慮個人情報（慎重な取扱いを要する個人情報、すなわち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報）（個人情報保護法 2 条 3 項、同政令 2 条）について、本人の同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、本人が明確に認識できない時に個人情報が第三者へ提供されることがないようにするため、オプトアウト手続（注 84）による第三者への提供を認めないこととしている（注 85）。

生成 AI に関して個人情報保護委員会（注 86）は、生成 AI のユーザに対し「個人情報取扱事業者が生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、特定された

当該個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内であることを十分に確認すること。」と注意喚起を行っている（注 87）。

具体的に、個人情報保護委員会は、できる限り要配慮個人情報を取得しないこと（法 20 条 2 項各号に該当する場合を除く。）とし、以下の事項を遵守することを要請している（注 88）。

（1）機械学習のために情報を収集することに関して、以下の 4 点を実施すること。

- ① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組みを行うこと。
- ② 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。
- ③ 上記①及び②の措置を講じてもおお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。
- ④ 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと。

（2）利用者が機械学習に利用されないことを選択してプロンプトに入力した要配慮個人情報について、正当な理由がない限り取り扱わないこと。

以上のような要請が個人情報保護委員会からなされている。しかし、プロンプトからの入力に関してはスクリーニング（入力確認のチェック）が可能だろうが、ウェブクローリングによって収集され作成された学習用データセットから、これらの要配慮個人情報を完全に取り除くのは至難の業であろう。ただし、「必要な取組」や「できる限り即時に」という文言より、収集された情報の中に要配慮個人情報が含まれているからといって、直ちに法令に違反するという事にはならないのではないだろう。

この点については、今後の実務運用にも左右され、不確実なところは残らざるを得ないが、例えば、ウェブクローリング等により学習用のデータを収集する場合等、要配慮個人情報が含まれ得る場合には、上記各指摘事項を適切に履行し、かつ、その履行状況を証明ができるように記録を残しておくことが重要になるのではないだろうか（注 89）。

では、海外はどのような状況であろうか。2020 年にリリースされた OpenAI の大規模言語モデル（LLM）である GPT-3 の訓練データには、Web サイトやオンライン掲示板の投稿履歴などのデータが使用されており、その中には膨大な個人情報も含まれていた（注 90）。以下、海外の対応について検討する。

（1）イタリア

すでにイタリアについての措置を簡単に紹介したが、改めてイタリアの例を検討したい。2023 年の 3 月に GPT-4 がリリースされた後の 3 月 31 日に、イタリアの個人情報保護機関

(GPDP) は、OpenAI が、EU 一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR) (注 91) (以下「GDPR」という。) が要求する個人情報を処理するための法的根拠を有していないことなどを理由に、ChatGPT の訓練データに含まれる個人情報を制限する緊急暫定措置を命じた。また同時に、個人情報保護機関 (GPDP) は、OpenAI に対して、同年 4 月中に GDPR 違反の指摘事項について改善策を講じ、その内容について報告するよう命じた (注 92)。

このイタリアの個人情報保護機関 (GPDP) の措置は、EU 域内の個人情報保護機関が OpenAI の ChatGPT に対して実施した初の法的措置であり、急速な技術革新によりさまざまな新規サービスが誕生している大規模言語モデル (LLM) の開発に一石を投じた (注 93)。

具体的には、イタリアの個人情報保護機関 (GPDP) は、以下の 4 つの GDPR 違反事由を理由に OpenAI の ChatGPT に対して暫定的な個人情報の利用制限措置を命じた。

① ユーザに対する情報提供義務

ChatGPT サービスを開発するために収集・利用された個人情報について、ユーザに情報が提供されていないことが指摘された。個人情報の収集に関しては、GDPR 上、個人情報の利用目的、処理の法的根拠、正当な利益などのさまざまな情報主体に対する情報提供義務があるが (GDPR13 条 1 乃至 3 項)、OpenAI の ChatGPT サービスにおいては、十分な情報の提供がなされていないと評価した (注 94)。

② 処理行為の法的根拠

GDPR 上、要求される個人情報の収集・利用を含む処理行為に対する法的根拠が必要であるが、ChatGPT の訓練 (pretrained) に利用される個人情報を収集・利用するための法的根拠を欠いていると指摘した。この点、企業が個人情報を収集・利用するためには、個人情報処理のための法的根拠が必要とされる (GDPR6 条 1 項)。具体的には、(i)本人の同意、(ii)契約の履行のため、(iii)法的義務の遵守のため、(iv)生命に関する利益保護のため、(v)公共の利益又は公的権限の行使のため、(vi)正当な利益が認められること、の 6 つのいずれかが法的根拠として必要となる (注 95)。ChatGPT の場合、特に、(i)又は(vi)が関係する。

③ 個人情報の正確性保持義務

ChatGPT による情報提供が実際の個人情報と必ずしも一致しない場合があるため、個人情報処理の正確性に欠け、個人に関する不正確な情報が提供される可能性があることが指摘された。GDPR5 条 1 項(d)は、個人情報が正確であり、かつ最新の状態に維持されなければならない、その個人情報が処理される目的を考慮した上で、遅滞なく不正確な個人情報が消去又は訂正されることを確保するためのすべての措置が講じられていなければならないとしている (注 96)。

④ 子どもの個人情報の利用

OpenAI が 13 歳未満の子どもが ChatGPT を利用できないように年齢確認を実施していないことが指摘された。この点、GDPR 上では、子どもが 16 歳未満の場合、個人情報処

理は、その子どもの親権者によって同意が得られた場合に限り適法となり（GDPR8 条 1 項）、管理者は、利用可能な技術を考慮に入れた上で、子どもの親権者によって同意がなされたことを確認するための合理的な努力をするものとしている（GDPR8 条 2 項）（注 97）。

（2）米国

米国では、米国科学技術政策局（Office of Science and Technology Policy : OSTP）（注 98）が、2022 年 10 月 4 日、人工知能（AI）の開発などにあたり考慮すべき「AI を用いた自動化システムを設計、使用、配慮する際に考慮すべき 5 つの原則」をまとめた「AI 権利章典の青写真」（Blueprint for an AI Bill of Rights）を発表した。5 原則とは、①安全で効果的なシステム、②アルゴリズム由来の差別からの保護、③データのプライバシー、④ユーザへの通知と説明、⑤人による代替手段、配慮、フォールバック予備的運用）である（注 99）。

また、米国商務省の電気通信情報局（National Telecommunications and Information Administration, U.S. Department of Commerce : NTIA）は、2023 年 4 月 11 日、AI のアカウントビリティ（注 100）を問う政策の導入についてのパブリックコメント（AI Accountability Policy Request for Comment）を募った（注 101）。このパブリックコメント募集では、AI システムが法的観点、倫理的観点、安全性の観点から信頼性を認証するための制度の導入についてのものであり、この意見を踏まえて、認証制度を含む AI サービスの監査などの立法政策について報告書が作成され、政策立案に活かされる予定である（注 102）。なお、この結果については、同年 6 月 15 日に、AI Accountability Policy Revised Comments として公表されている（注 103）。

IV. ChatGPT の利用規約の検討

OpenAI は、ChatGPT の利用規約やガイドライン等をインターネット上に公開している。これらは全部で 9 種類ある。具体的には、①基本的な製品利用に関しての「利用規約」（Terms of use）（注 104）、②個人情報の取扱いに関しての「個人情報保護方針」（Privacy policy）（注 105）、③β（ベータ）版などについての「サービス利用条件」（Service terms）（注 106）、④追加のデータ処理に関しての「データ処理に関する追加条件」（Data processing addendum）（注 107）、⑤プラグインの利用規約である「プラグイン&アクション利用規約」（Plugins and Actions Terms）（注 108）、⑥製品利用に関しての詳細な規定である「利用規定」（Usage policies）（注 109）、⑦OpenAI の企業プライバシー方針である「OpenAI 企業プライバシー方針」（Enterprise privacy at OpenAI）（注 110）、⑧AI を使用して生成したテキスト・画像を公開する際の条件である「共有公開方針」（Sharing and Publication Policies）（注 111）、⑧サービスの脆弱性を見つけた際の方針である「協力的なデータ開示方針」（Coordinated vulnerability disclosure policy）（注 112）、である。中でも①の「利用規約」（Terms of use）と⑥の「利用規定」（Usage policies）が ChatGPT を使

う際の主たる条件である（注 113）。

ただし、これらの利用規約やポリシー等は、何の事前の通知もなく頻繁に変更されるので、少なからずユーザに混乱を与えている。今後どのような変更がなされるかわからず、流動的である。

1. ChatGPT の主な規定

ChatGPT の「利用規約」(Terms of use) と「利用規定」(Usage policies) の中でも重要な条件を検討する。なお、例に挙げた文言は、本稿執筆時のものである。

(1) 年齢制限

「利用規約」(Terms of use) の中の”Registration and Access”の欄に、”Minimum Age. You must be at least 13 years old or the minimum age required in your country to consent to use the Services. If you are under 18 you must have your parent or legal guardian’s permission to use the Services.”とあり（注 114）、ChatGPT の使用に当たっては、①13 歳以上であること、及び②18 歳未満の場合は親又は保護者の許可を要件としている。しかし、ChatGPT 登録の際に、年齢を確認することをしていないので、年齢を偽っても ChatGPT を使用できる。

「個人情報保護方針」(Privacy policy)（注 115）の”6 Children”では、「当社のサービスは、13 歳未満の子どもを対象としていない。当社は、13 歳未満の子どもの個人情報をそれと知りつつ収集することはない。13 歳未満の子どもが本サービスを通じて個人情報を提供したと信じるに足る理由がある場合は、legal@openai.com にメールで連絡のこと。当社は、連絡内容を調査し、適切な場合は、当社のシステムから個人情報を削除する。13 歳以上 18 歳未満の者が当社のサービスを利用する場合は、親又は保護者の同意が必要。」としている（注 116）。

イタリアの個人情報保護機関（GPDP）は、2023 年 4 月 28 日、イタリアの個人情報保護機関（GPDP）が指摘した GDPR 上の問題点に関し、OpenAI が改善策を講じたとして、OpenAI に対する暫定的な個人情報の利用制限措置を解除した。もっとも、この解除措置で GDPR 上の問題はすべて解決済みというわけではなく、今後も EU データ保護委員会（European Data Protection Board : EDPB）（注 117）が設置したタスクフォースの下で事実関係の調査が継続されることになっている（注 118）。

(2) 著作権・商用利用

「利用規約」(Terms of use) の中の”Content”の欄に、”Your Content....You represent and warrant that you have all rights, licenses, and permissions needed to provide Input to our Services.”とあり、また”Ownership of Content. As between you and OpenAI, and to the extent permitted by applicable law, you (a) retain your ownership rights in Input and (b) own the Output. We hereby assign to you all our right, title, and interest, if any, in and to Output.”とある。

このように、OpenAI の「利用規約」では、ChatGPT を使って生成したコンテンツの権利

は、ユーザに譲渡され、ユーザに帰属されることになる。この権利は著作権も含まれると解されている。しかし、一方で、文化庁著作権課は AI が自律的に生成したものは、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではなく、著作物に該当しないと考えられるとしている（注 119）。なお、AI の生成したコンテンツには著作権が存在するか否かという問題は、国によっても裁判によっても異なり（注 120）、明確な著作権の帰属を巡る整合性がとれていないのが現状である。また、ここに“commercial use”についての明確な文言規定がないものの、商用利用も可能と解されている（注 121）。

さらに、“Our Use of Content: We may use Content to provide, maintain, develop, and improve our Services, comply with applicable law, enforce our terms and policies, and keep our Services safe.”とあり、OpenAI は入力されたコンテンツを学習用データとして使用する可能性がある。現に、2023 年 3 月、韓国大手企業サムスンが社内で ChatGPT の使用を許可したところ、社内の半導体部門で設備情報が 2 件、会議内容が 1 件流出したことが判明した。その直後に同社は ChatGPT の社内利用を禁止したという経緯がある。このように ChatGPT には情報漏洩の虞がある（注 122）。ただし、2023 年 4 月 25 日に、新しく「シークレットモード」のような機能がリリースされ、設定画面から「Chat History & Training」を「OFF」にすることによって、これを回避することができるようになった（注 123）。

（3）個人情報

「個人情報保護方針」（Privacy policy）（注 124）の中の“1 Personal information we collect”の欄に、“We collect Personal Information if you create an account to use our Services or communicate with us as follows:…”とあり、また“3 Disclosure of Personal Information”の欄に、“In certain circumstances we may provide your Personal Information to third parties without further notice to you, unless required by the law:…”とある。すなわち、ChatGPT に入力した個人情報は OpenAI に使用され、また事前の通知なく第三者に提供される虞がある。

（4）禁止規定

「利用規約」（Terms of use）（注 125）の中の“Using Our Services”の“What You Cannot Do”欄に、ユーザの禁止規定があるが、ChatGPT の使用に関する禁止行為は、①違法行為、②児童性的虐待の素材又は児童を搾取したり傷つけたりするコンテンツの生成、③増悪、ハラスメント、暴力的なコンテンツの生成、④マルウェアの生成、⑤身体的危害を及ぼす危険性の高い活動、⑥経済的な被害を受ける可能性が高い活動、⑦詐欺的又は欺瞞的行為、⑧アダルトコンテンツ、アダルト業界、出会い系アプリ、⑨政治的な選挙活動又はロビー活動、⑩人のプライバシーを侵害する行為、⑪無許可の法律行為に従事すること、又は有資格者が情報を確認することなく、オーダーメイドの法的アドバイスを提供すること、⑫有資格者が情報を確認することなく、オーダーメイドのフィナンシャル・アドバイスを提供すること、⑬特定の健康状態にある、又はないことを伝えること、又は健康状態の治療又は処置の方法につ

いて指示を与えること、及び⑭ハイリスクな政府の意思決定、等に関することを挙げている（注 126）。

⑪に関して、実際に大きな話題となった事件がある。ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は 2023 年 6 月 22 日（現地時間）、裁判において ChatGPT で生成した非実在の判例を引用した弁護士らに 5,000 ドルの支払いを命じた。問題の弁護士らは航空機内トラブルに関する訴訟を担当していたが、提出書類を作成した Stephen A. Schwarz 弁護士が ChatGPT に類似の判例を求めたところ、生成された判例に実在しないものが含まれていた。裁判所は「信頼できる AI ツールを利用するのは本質的に不適切なことではない」との立場を示したが、一方で、弁護士は提出書類の正確性を確保する役割を担っているにもかかわらず、Schwarz 弁護士は実在しない資料を引用し、正確性に疑問が生じた以降も問題を修正せず、責任を放棄したと結論付けた（注 127）。

また、人命に関わることに限らず、身体的・経済的ともに禁止されており、①増悪、ハラメント、暴力的なコンテンツの作成、②身体的危害を及ぼす危険性の高い活動（兵器開発、軍事、エネルギー、水、交通）、③経済的な被害を受ける危険性の高い活動、及び④人のプライバシーを侵害する行為、は特に禁止されている（注 128）。

このように、OpenAI は ChatGPT の利用規約やガイドライン等をインターネット上に公開し、ChatGPT の使用に関しての注意喚起を行っているが、これらはあくまで OpenAI が作成したもので、ChatGPT の回答の著作物性など、実際の法令又は判例との整合性がとられているとは言えない。また、ChatGPT の利用規約やガイドライン等も事前の通知もなく頻繁に変更されているので、少なからず利用者は混乱を余儀なくされる虞がある。

V. おわりに

ChatGPT が公開されてから早くも 1 年以上が経つ。その間、対話型文章生成 AI を巡る大手 IT 企業の熾烈な戦いが繰り広げられている。また、新たな対話型文章生成 AI も発表され、生成 AI の技術も日々進化を続けている。今後、対話型文章生成 AI が我々の実社会で浸透していく中で、対話型文章生成 AI を今後どう使っていくかが問題である。中でも、法的な課題をそのまま放置することは許されず、早急なる対応が必要である。

特に、対話型文章生成 AI の出力である回答が、著作権の有する著作物か否かという問題に対しては、著作物性はないという意見が大勢を占めるものの、中国のように国によって著作物性があるという判断も行われている。

また、学習用データセット内の著作物に関しては、わが国では、文字情報の場合、著作権法 30 条の 4 の非享受目的使用が適用される可能性が高いが、文字情報であっても、和歌・短歌、俳句、詩歌のように、視聴が可能でユーザの知的・精神的欲求を満たす場合も考えられる場合もあり得ることから、著作物に表現された思想又は感情を享受する可能性がある。よって、対話型文章生成 AI が生成した著作物を自由に利用できるというのは短絡的に過ぎ、最終的には個別具体的な判断が必要となるのではないだろうか。

また、個人情報に関しても学習用データセット内に含まれている可能性があり、中には不正確な情報や偽（フェイク）情報も含まれる。個人情報保護委員会は、生成 AI サービスに関し一定の注意喚起を行っている。特に、できる限り要配慮個人情報を取得しないこととし、具体的な要請事項を公表している。海外でも、イタリアでは GDPR との関係で、個人情報の問題を重視している。個別のプライバシー関連の法令が存在しないわが国よりも、海外において活発な議論がされるのではないだろうか。いずれにせよ、具体的なルール作りとそれに対応した技術的な対策が必要となろう。

さらに、ChatGPT の利用規約やガイドライン等が公表されてはいるものの、実際の法令又は判例との整合性がとられているとは言えない場合がある。また、これら利用規約やガイドライン等が頻繁に変更され、少なからずユーザに混乱を与えている。このような問題も解決するためには、国境を越えた一定のルール作りが急務となろう。

このほかにも、ハルシネーションや、悪用や誤用、有害発言、アカウントビリティや統計性の問題など法的な課題はいくつもあるが、紙幅の関係上、これらについては別の稿に譲りたい。

（脚注）

（注 1）人間の神経構造の仕組みのようなニューラルネットワーク技術を活用して、より高精度の結果を導き出すことができる学習方法。

（注 2）生成系人工知能（生成系 AI）は、会話、ストーリー、画像、動画、音楽などの新しいコンテンツやアイデアを作成できる AI の総称である。

（注 3）人間の会話をシミュレートできる AI の一種。コンピュータが人間の言語を理解して処理できるようにする AI の分野である自然言語処理（NLP）と、新しい生成 AI 機能を強化する基礎モデルによって実現される。

（注 4）アメリカの OpenAI が開発し提供しているもので、大規模言語モデル GPT（Generative Pre-trained Transformer）をベースとしたチャット対話型のモデルが組み込まれている。まるで人間と対話しているかのように質問した内容に回答する対話型の AI サービスである。正式名称は Chat Generative Pre-trained Transformer（文章生成モデル）という。<<https://openai-chatgpt.jp>>（as of Jan. 19, 2024）。

（注 5）OpenAI は、非営利法人である OpenAI, Inc. とその子会社である営利法人 OpenAI Global, LLC などの法人から構成される、人工知能（AI）の開発を行っているアメリカの企業。

（注 6）<https://bard.google.com/>（as of Jan. 19, 2024）。

（注 7）NRI 用語解説<https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/lst/sa/generative_ai>（as of Jan. 17, 2024）。

（注 8）総務省『令和 5 年版情報通信白書』

<<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/html/nd131310.html>>（as of Jan. 17, 2024）。

（注 9）Microsoft が OpenAI に巨額の投資をしたことにより、MS の検索エンジン Bing に OpenAI の機能を搭載したもの。Bing AI Chat ともいう。Bing Chat には GPT-4 が組み込まれている。

（注 10）<https://www.midjourney.com/>（as of Jan. 19, 2024）。

（注 11）https://ja.stability_ai/stable-diffusion（as of Jan. 19, 2024）。

（注 12）Eron Reeve Musk は OpenAI の設立に関与したものの、現在は特別な関係はない。

（注 13）大規模言語モデルは、多数のパラメータを持つ人工ニューラルネットワークで構成されるコンピュータ言語モデルで、膨大なラベルなしテキストを使用して自己教師あり学習又

- は半教師あり学習によって訓練 (pretrained) が行われる。
- (注 14) 総務省・前掲注 (8)。
- (注 15) MEEL 「【DALL-E3】 ChatGPT で画像生成する方法！使い方や料金、プロンプトのコツを解説」 <<https://weel.co.jp/media/dall-e3>> (as of Jan. 19, 2024)。
- (注 16) 田中浩之「ChatGPT の概要」田中浩之=河瀬季=古川直裕=大井哲也=辛川力太=佐藤健太郎=柴崎拓=橋詰卓司=仮屋崎崇=唐津真美=清水音輝=松尾剛行『ChatGPT の法律』(中央経済社、2023 年) 4 頁。
- (注 17) 田中・前掲注 (16) 5 頁。
- (注 18) AI Academy Media 「IT 用語」
<[https://aiacademy.jp/media/?p=2739#:~:text=%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%A%E3%83%B3%E3%82%B0\(Crawling\)%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81,%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%82%92%E5%8F%96%E5%BE%97%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82](https://aiacademy.jp/media/?p=2739#:~:text=%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%A%E3%83%B3%E3%82%B0(Crawling)%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81,%E3%83%AA%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%82%92%E5%8F%96%E5%BE%97%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)> (as of Jan. 17, 2024)。
- (注 19) NVIDIA 「Transformer モデルとは？」
<<https://blogs.nvidia.co.jp/2022/04/13/what-is-a-transformer-model/>> (as of Jan. 17, 2024)。
- (注 20) ビジネス+IT 「ニューラルネットワークの基礎解説」
<<https://www.sbbit.jp/article/cont1/33345>> (as of Jan. 17, 2024)。
- (注 21) CX ジャーナル「ChatGPT と従来のチャットボットの違いは？特徴による適切な使い分け」
<<https://aisaas.pkshatech.com/cx-journal/article/chatgpt-chatbot#:~:text=%E7%B5%90%E8%AB%96%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%80%81ChatGPT%E3%81%AF%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%83%E3%83%88,%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%AE%E3%81%8C%E7%89%B9%E5%BE%B4%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82>> (as of Jan. 18, 2024)。
- (注 22) CX ジャーナル・前掲注 (21)。
- (注 23) CX ジャーナル・前掲注 (21)。
- (注 24) CX ジャーナル・前掲注 (21)。
- (注 25) 田中・前掲注 (16) 6 頁。
- (注 26) CX ジャーナル・前掲注 (21)。
- (注 27) 正式版をリリースする前にユーザに試用してもらうためのサンプルのソフトウェア。
- (注 28) 田中・前掲注 (16) 6 頁。
- (注 29) CX ジャーナル・前掲注 (21)。
- (注 30) Gigazine 「ChatGPT が MBA ・ 経営学修士の最終試験に合格したという報告」
<<https://gigazine.net/news/20230124-chatgpt-clear-mba/>> (as of Jan. 18, 2024)。
- (注 31) GGoatman 「【研究結果】 ChatGPT が米国医師国家試験で医学部生に勝利」
<<https://www.goatman.co.jp/media/chatgpt/research-medical-1/#:~:text=%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%B3%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%89%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E3%81%AE%E7%A0%94%E7%A9%B6%E8%80%85,%E6%98%8E%E3%82%89%E3%81%8B%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>> (as of Jan. 18, 2024)。
- (注 32) The New York Times は、2023 年 12 月、著作権侵害で OpenAI と MS を提訴した。
- (注 33) GPDG <<https://www.garanteprivacy.it/>> (as of Jan. 26, 2024) 。
- (注 34) NHK News Web 「イタリア ChatGPT の一時的な使用禁止措置を解除」
<[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230429/k10014053511000.html#:~:text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E5%BD%93%E5%B1%80%E3%81%AF28%E6%97%A5,%E8%A7%A3%E9%99%A4%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%A8%E7%99%BA%E8%A1%A8%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230429/k10014053511000.html#:~:text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E5%BD%93%E5%B1%80%E3%81%AF28%E6%97%A5,%E8%A7%A3%E9%99%A4%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%A8%E7%99%BA%E8%A1%A8%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82&text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E4%B%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82)> (as of Jan. 18, 2024)。
- (注 35) 日本経済新聞 Online 「鳥取県、庁内で ChatGPT 暫定利用へ」

- <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC1947D0Z10C23A7000000/>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 36) 野村総合研究所「野村総合研究所が日本の ChatGPT 利用動向を発表」
 <https://aismiley.co.jp/ai_news/nri-chatgpt-announcement/> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 37) 2017 年に発表された"Attention Is All You Need"という自然言語処理に関する論文の中で初めて登場した深層学習モデル。CNN、RNN を用いたエンコーダ・デコーダモデルとは異なり、エンコーダとデコーダを Attention というモデルのみで結んだネットワークアーキテクチャ。
 (注 38) GIZMODO「ChatGPT のライバル。Google の AI『Gemini』リリース」
 <<https://www.gizmodo.jp/2023/12/google-chatgpt-competitor-gemini-could-preview-soon.html>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 39) 会社四季報「マイクロソフト、『ChatGPT』開発会社に 100 億ドル投資へ」
 <<https://shikiho.toyokeizai.net/news/0/648023>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 40) 2018 年現在、クラウドコンピューティングの市場占有率は、Amazon (47.8%)、MS (15.5%)、Alibaba (7.7%)、Google (4.0 %)、IBM (1.8%) であったが、2021 年には、MS (17.1%)、Amazon (15.2%)、IBM (6.4%)、となった(総務省『令和 5 年度版情報通信白書』)
 <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/html/nd248200.html>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 41) OpenAI の元メンバーによって設立されたアメリカの人工知能スタートアップ企業兼公益法人<<https://www.anthropic.com/>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 42) 東洋経済 Online「アマゾンが反撃!『AI 企業へ 5900 億円出資』の意味」
 <<https://toyokeizai.net/articles/-/706297>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 43) Newsweek「メタ、対話型 AI を公開—『ChatGPT』やグーグル『Bard』に対抗」
 <https://www.newsweekjapan.jp/stories/technology/2023/02/aichatgptbard_1.php> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 44) Meta「Meta とマイクロソフト、次世代 Llama を公表」
 <<https://about.fb.com/ja/news/2023/07/meta-and-microsoft-introduce-the-next-generation-of-llama/>> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 45) 特に Google の Bard はすべての学習用データセットをすべてウェブクロウリングから作成するので、その可能性が高い。
 (注 46) 文化庁著作権課「令和 5 年度著作権セミナー AI と著作権」(令和 5 年 6 月) 57 頁
 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601_01.pdf> (as of Jan. 26, 2024)。
 (注 47) 文化庁著作権課・前掲注 (46) 58 頁。
 (注 48) 文化庁著作権課・前掲注 (46) 59 頁。
 (注 49) CNN Style「芥川賞受賞作家、執筆での AI 活用認める」
 <<https://www.cnn.co.jp/style/arts/35214148.html>> (as of Jan. 23, 2024)。
 (注 50) TECH INSIDER「世界的な写真コンテストの入賞作は AI が作ったものだった... 作者は受賞を辞退『議論を始めたかった』」<<https://www.businessinsider.jp/post-268754>> (as of Jan. 26, 2024)。
 (注 51) 中崎尚=SHI Ying「生成 AI をめぐる米国・中国における近時の裁判状況」NBL No.1258 (2024.1.15) 20 頁。
 (注 52) The U.S. Copyright Office <<https://www.copyright.gov/>> (as of Jan. 26, 2024)。
 (注 53) 奥邨弘司「生成 AI と著作権に関する米国の動き」コピーライト 63 巻 747 号 (2023 年 7 月号) 31 頁。
 (注 54) 中崎=Ying・前掲注 (51) 21 頁。
 (注 55) 中崎=Ying・前掲注 (51) 21 頁。
 (注 56) Thaler v. Perlmutter, D.D.C., No.1:22-cv-01564, ordered 8/18/23
 <<https://www.copyright.gov/ai/docs/district-court-decision-affirming-refusal-of-registration.pdf>> (as of Jan. 27, 2024) ; Thaler v. Perlmutter, 2023 U.S. Dist. LEXIS 145823.
 (注 57) SOFTIC「米国連邦地裁が AI 生成物の著作権登録拒否を是認—US district court endorsed refusal of copyright registration for AI generated work」
 <<https://www.softic.or.jp/index.php/publication/WLN/230925-1015>> (as of Jan. 27, 2024)。

(注 58) 李瑜「中国における AI 生成物の著作物性及び権利帰属に関する一考察」日本大学知財ジャーナル No.16 (2023 年 3 月)

<https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/property/property_16/each/12.pdf> (as of Jan. 27, 2024)。

(注 59) 松下外「生成 AI の開発時に注意すべき法的リスクとは？」

<<https://www.businesslawyers.jp/articles/1315>> (as of Jan. 18, 2024)。

(注 60) 松下・前掲注 (59)。

(注 61) 松下・前掲注 (59)。

(注 62) 小倉秀夫=金井重彦編著『著作権法コンメンタールII改訂版』(第一法規、2020 年) 64 頁。

(注 63) 松下・前掲注 (59)。

(注 64) 松下・前掲注 (59)。

(注 65) 松下・前掲注 (59)。

(注 66) 例えば、ネバダ地区連邦地方裁判所の Field 対 Google 事件 (*Field v. Google, Inc.*, 412 F.Supp.2d 1106 (D. Nev.2006)) などがある。Field 対 Google 事件は、Google に対し提起された著作権侵害訴訟である。この事件は Google の「検索エンジンのキャッシュによるハイパーリンクの掲示 (display)」がフェアユースとして認められた裁判例であり、下級審ながらもその判例が他のいくつかの判例へ引用されている重要判例である。

(注 67) The Bridge 「米有名もメディア人 Sarah Silverman 氏による、OpenAI と Meta への訴訟が意味するもの」

<<https://thebridge.jp/2023/07/what-sarah-silvermans-lawsuit-against-openai-and-meta-really-means-the-ai-beat>> (as of Jan. 26, 2024)。

(注 68) Forbes Japan 「生成 AI の著作物の利用は『フェアユース』に該当するか？」

<<https://forbesjapan.com/articles/detail/64495>>

<<https://www.forbes.com/sites/emmawoollacott/2023/07/10/sarah-silverman-sues-openai-and-meta-over-copyright-infringement/?sh=2a12f5fa4e05>> (as of Jan. 23, 2024)。BBC News “Sarah Silverman sues OpenAI and Meta”

<<https://www.bbc.com/news/technology-66164228>> (as of Jan. 23, 2024)。

(注 69) The Authors Guild <<https://authorsguild.org/>> (as of Jan. 27, 2024)。

(注 70) The Guardian “George RR Martin and John Grisham among group of authors suing OpenAI” <<https://www.theguardian.com/books/2023/sep/20/authors-lawsuit-openai-george-rr-martin-john-grisham>> (as of Jan. 26, 2024)。

(注 71) The New York Times “The Times sues OpenAI and Microsoft Over A.I. Use of Copyrighted Work”

<<https://www.nytimes.com/2023/12/27/business/media/new-york-times-open-ai-microsoft-lawsuit.html>> (as of Jan. 26, 2024)。

(注 72) Copilot とは Bing Chat Enterprise の新版である。Bing Chat とは、Microsoft の Bing に ChatGPT を搭載したものである。

(注 73) ビジネス+IT 「ChatGPT 終了? OpenAI へのニューヨーク・タイムズ訴訟、注目される『証拠品 J』とは」 <<https://www.sbbi.jp/article/cont1/131333>> (as of Jan. 23, 2024)。

(注 74) 日本経済新聞社「米 NY タイムズ、OpenAI を提訴 記事流用で数千億円損害」(2023 年 12 月 27 日) <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN27CXP0X21C23A2000000/>> (as of Jan. 23, 2024)。

(注 75) 松下・前掲注 (59)。

(注 76) 松下・前掲注 (59)。

(注 77) 松下・前掲注 (59)。

(注 78) 松下・前掲注 (59)。

(注 79) プログラムの調査解析を目的として、オブジェクトコードをプログラム言語によって記述されたソースコードに変換する行為。

(注 80) 小倉秀夫=金井重彦編著『著作権法コンメンタールII改訂版』(第一法規、2020 年) 63 頁。

(注 81) 高田寛「プログラムのリバースエンジニアリングの法的課題—著作権法・不正競争防

- 止法・独禁法からの検討」企業法学研究 2020、第 9 卷 2 号 12～15 頁
 <https://www.jabl.org/kigyohougakukenkyyuu2020Vo.9No.2_Takada.pdf> (as of Jan. 18, 2024)。
 (注 82) 松下・前掲注 (59)。
 (注 83) 松下・前掲注 (59)。
 (注 84) 個人情報を第三者提供するにあたって、その個人情報を持つ本人が反対をしない限り、個人情報の第三者提供に同意したものとみなし、第三者提供を認めること。
 (注 85) 個人情報保護委員会「要配慮個人情報に関する政令の方向性について (資料 1) OpenAI に対する注意喚起の概要 (別添 2)」
 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf> (as of Jan. 24, 2024)。
 (注 86) 個人情報保護委員会は、個人情報 (特定個人情報を含む。) の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図る ことを任務とする、独立性の高い機関 (個人情報保護委員会 HP)
 <<https://www.ppc.go.jp/aboutus/commission/>> (as of Jan. 26, 2024)。
 (注 87) 牛島総合法律事務所ニューズレター (2023 年 6 月 5 日) 「生成 AI サービスに関する個人情報保護委員会からの注意喚起と実務への影響」
 <https://www.ushijima-law.gr.jp/client-alert_seminar/client-alert/ppc_generativeai/> (as of Jan. 24, 2024)。
 (注 88) 個人情報保護委員会「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について (公表資料)」(令和 5 年 6 月 2 日)
 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_kouhou_houdou.pdf> (as of Jan. 24, 2024)。
 (注 89) 松下・前掲注 (59)。
 (注 90) 大井哲也「ChatGPT サービスと GDPR 違反の問題」田中浩之＝河瀬季＝古川直裕＝大井哲也＝辛川力太＝佐藤健太郎＝柴崎拓＝橋詰卓司＝仮屋崎崇＝唐津真美＝清水音輝＝松尾剛行『ChatGPT の法律』(中央経済社、2023 年) 51 頁。
 (注 91) REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679>> (as of Jan. 26, 2024) .
 (注 92) 大井・前掲注 (90) 51 頁。
 (注 93) 大井・前掲注 (90) 51 頁。
 (注 94) 大井・前掲注 (90) 54～55 頁。
 (注 95) 大井・前掲注 (90) 55 頁。
 (注 96) 大井・前掲注 (90) 57～58 頁。
 (注 97) 大井・前掲注 (90) 59 頁。
 (注 98) OSTP <<https://www.whitehouse.gov/ostp/>> (as of Jan. 26, 2024) .
 (注 99) 大井・前掲注 (90) 52～53 頁。ジェトロビジネス短信「バイデン米政権、『AI 権利章典』を發表し AI 開発の 5 原則を示す」(2022 年 10 月 5 日) <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/e2149a7d1ba42819.html>> (as of Jan. 25, 2024)。内閣府科学技術推進イノベーション事務局「米国の『AI 権利章典』について」(資料 3) 3 頁 <https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ningen/r4_2kai/siryoo3.pdf> (as of Jan. 25, 2024)。The White House “Blueprint for an AI Bill of Rights: A Version for Protecting Our Civil Rights in the Algorithmic Age” <<https://www.whitehouse.gov/ostp/news-updates/2022/10/04/blueprint-for-an-ai-bill-of-rightsa-vision-for-protecting-our-civil-rights-in-the-algorithmic-age/>> (as of Jan. 25, 2024) .
 (注 100) 伝統的には AI 分野ではソースコードや技術に関する論文を公開することが通例であったにも拘わらず、ChatGPT はこれを行っていない。そのため、第三者がさまざまなテストができないという透明性の欠如が批判されている(古川直裕「ChatGPT と AI 倫理」田中浩之＝河瀬季＝古川直裕＝大井哲也＝辛川力太＝佐藤健太郎＝柴崎拓＝橋詰卓司＝仮屋崎崇＝唐津真美＝清水音輝＝松尾剛行『ChatGPT の法律』(中央経済社、2023 年) 48～49 頁)。
 (注 101) 大井・前掲注 (90) 53 頁。National Telecommunications and Information Administration, U.S. Department of Commerce (NTIA) ”AI Accountability Policy Request for Comment” <<https://www.federalregister.gov/documents/2023/04/13/2023-07776/ai-accountability-policy-request->

- for-comment > (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 102) 大井・前掲注 (90) 53 頁。
- (注 103) National Telecommunications and Information Administration, U.S. Department of Commerce (NTIA) ”AI Accountability Policy Revised Comments”
 <<https://www.ntia.gov/issues/artificial-intelligence/ai-policy-assurance/received-comments>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 104) OpenAI “Term of use” <<https://openai.com/policies/terms-of-use>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 105) OpenAI “Privacy policy” <<https://openai.com/policies/privacy-policy>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 106) OpenAI “Service terms” <<https://openai.com/policies/service-terms>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 107) OpenAI “Data processing addendum”
 <<https://openai.com/policies/data-processing-addendum>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 108) OpenAI “Plugins and Actions Terms”
 <<https://openai.com/policies/plugin-terms>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 109) OpenAI “Usage policies” <<https://openai.com/policies/usage-policies>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 110) OpenAI “Enterprise privacy at OpenAI”
 <<https://openai.com/enterprise-privacy>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 111) OpenAI “Sharing and publication policies”
 <<https://openai.com/policies/sharing-publication-policy>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 112) OpenAI “Coordinated vulnerability disclosure policy”
 <<https://openai.com/policies/coordinated-vulnerability-disclosure-policy>> (as of Jan. 25, 2024) .
- (注 113) romptnAI 「【2024 年最新】 ChatGPT の利用規約を解説！著作権や商用利用は OK？」 <
<https://romptn.com/article/51>> (as of Jan. 25, 2024)。
- (注 114) OpenAI, *supra* note 104.
- (注 115) OpenAI, *supra* note 105.
- (注 116) 原文 : Our Service is not directed to children under the age of 13. OpenAI does not knowingly collect Personal Information from children under the age of 13. If you have reason to believe that a child under the age of 13 has provided Personal Information to OpenAI through the Service, please email us at legal@openai.com. We will investigate any notification and if appropriate, delete the Personal Information from our systems. If you are 13 or older, but under 18, you must have permission from your parent or guardian to use our Services.
- (注 117) European Data Protection Board <https://edpb.europa.eu/edpb_en> (as of Jan. 26, 2024) .
- (注 118) 大井・前掲注 (90) 60 頁。
- (注 119) 文化庁著作権課・前掲注 (46) 57 頁。
- (注 120) 企業法務ナビ「中国の AI 生成画像の著作物性を認めた初の判決と米国との比較」
 <<https://www.corporate-legal.jp/matomes/5534>> (as of Jan. 27, 2024)。
- (注 121) romptnAI・前掲注 (113)。
- (注 122) 弁護士法人モノリス法律事務所「IT・ベンチャーの企業法務 ChatGPT の商用利用は可能？著作権問題についても弁護士が解説」
 <<https://monolith.law/corporate/chatgpt-commercial-use>> (as of Jan. 25, 2024)。
- (注 123) romptnAI・前掲注 (113)。
- (注 124) OpenAI, *supra* note 105.
- (注 125) OpenAI, *supra* note 104.
- (注 126) romptnAI・前掲注 (113)。
- (注 127) ITMedia 「ChatGPT 生成の“存在しない判例”を使った米弁護士、約 72 万円の支払いを命じられる」 <<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2306/27/news106.html>> (as of Jan. 26, 2024)。
- (注 128) romptnAI・前掲注 (113)。